

長あ 第 541 号

平成31年1月17日

各有料老人ホーム設置者 様

鹿児島市長 森 博 幸

有料老人ホームの適切な運営について

先般、鹿児島県内の有料老人ホームにおいて、入居者との契約内容が長期にわたり履行されていない状況が確認され、行政指導によっても改善されなかったことから、県においては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第13項に規定する業務改善命令を行うとともに、当該施設においては、契約に定められた介護サービスが適切に提供されなかったこと等に起因する虐待（ネグレクト）認定がなされたことを踏まえ、高齢者虐待の再発防止に係る行政指導が行われたところです。

有料老人ホームについては、高齢者の居住の場として一定のサービス供与を前提とした施設であり、入居者が安心して安全に居住できる環境を提供する必要がある中で、県内で今回の事案が発生したことは、本市としても誠に遺憾であります。

については、今後、本市においてもこのような事案が発生しないよう、有料老人ホームの適切な運営について、別記のとおり要請しますので、その確実な実施を図ってください。

なお、本市においては、入居者の安心安全の確保をより図るため、定期的な立入検査に加え、今後においても、必要に応じ、事前の通知をすることなく、立入検査を実施することもあることを申し添えます。

【問合せ先】

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市 健康福祉局 すこやか長寿部

長寿あんしん課 長寿施設係

電話099-216-1147 FAX 099-224-1539

E-mail: choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

(別記)

有料老人ホームの運営に当たっては、老人福祉法、介護保険法（平成9年法律第123号）、高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）などの関係法令を遵守し、老人福祉の向上、介護保険サービスの適切な提供、高齢者の権利利益の擁護等を図ること。

特に、入居者の状態に応じた必要なサービスが提供できるような人員体制などの確保に努めること。

また、有料老人ホームは、一律の規制には馴染まない面があるが、老人福祉の向上に資するための施設であることに鑑み、国のガイドラインを踏まえて作成した鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針（※）を遵守し、適切な施設運営を図ること。

特に、下記事項については、今回の事案の再発を防止する観点から、十分留意すること。

## 記

### 1 重要事項説明書、管理規程及び契約書（以下「重要事項説明書等」という。）に記載したサービス内容の確実な履行等

有料老人ホーム事業は、入居者と設置者との契約が基本となることから、重要事項説明書等の意義を十分に認識し、高齢者の入居に当たっては、重要事項説明書等を丁寧に説明するとともに、記載したサービス内容を確実に履行すること。

また、重要事項説明書等の内容を変更しようとする場合は、運営懇談会を開催するなど、適切な手続を経ることとし、変更後の重要事項説明書を市へ届け出ること。

### 2 事故等報告書の速やかな提出等

入居者に係る事故の防止には万全を期すこと。

また、事故が発生した場合は、速やかに市、入居者の家族等に対し、その内容を報告するとともに、必要な措置を講じ、再発防止に努めること。

なお、事故の未然防止を図る観点から、事故とは確定できないが事故に類すると認められるものについても、事故等報告書を提出し、再発防止に努めること。

### 3 施設又は施設職員による高齢者虐待防止の徹底

指導的職員による日常的なケアの再点検、職員相互間の情報の共有、職員研修、専門的高齢者ケアの技術取得などに努め、職員の能力及び虐待に関する理解の向上を図り、適正な水準のサービスを提供すること。

また、行政機関など関係機関との協力・連携体制を構築するとともに、入居者及び職員に対し、虐待が疑われる場合の通報先の周知などの徹底を図ること。

#### 4 現在利用している介護サービスの提供が困難となった場合の適切な対応

入居者が現在利用している介護サービスの提供が困難となった場合には、指定居宅介護支援事業所や保険者との連携を速やかに図るなど、適切なサービスが迅速に提供できるよう配慮すること。

※ 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針は以下に掲載してありますので、必ずご覧ください。

鹿児島市ホームページ>健康・福祉>長寿支援>高齢者福祉関連施設>

有料老人ホーム>有料老人ホーム指導指針の見直し（平成30年7月1日適用）